

議案第 4 号

山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等に関する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等に関する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等に関する規則
個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)及び山陽小野田市個人情報保護法施行条例(令和 4 年山陽小野田市条例第 2 3 号)の規定に基づく山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等については、山陽小野田市個人情報保護法施行細則(令和 5 年山陽小野田市規則第 5 号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 3 7 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定(同法第 5 1 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等に関する規則の廃止)

- 2 山陽小野田市教育委員会が保有する個人情報の開示等に関する規則(平成 1 7 年山陽小野田市教育委員会規則第 3 号)は、廃止する。